

長野県新型インフルエンザ等対策行動計画（案）の特徴について

1 特措法を根拠として作成

新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）に基づき、都道府県による作成が位置付けられ、さらに、「政府行動計画に基づき」作成することとされている。

2 市町村行動計画等作成上の基本としての位置付け

特措法に基づき作成される市町村行動計画及び指定地方公共機関の業務計画については、「都道府県行動計画に基づき」作成することが求められている。

3 詳細な対策等の規定

政府においては、政府行動計画を踏まえた各分野の具体的な内容・実施方法、関係者の役割分担等を定めた「新型インフルエンザ等対策ガイドライン」が作成されている。

本県においては、「長野県新型インフルエンザ等対策行動計画実施手順（仮称）」を作成し、具体的な実施方法等を別途定めることとする（第 2 回新型インフルエンザ等対策委員会において案を提示予定）。

4 県行動計画独自の内容

(1) 発生段階を 6 段階としている。

（理由）・国内で発生しても、本県においては未だ発生に至らない場合があるため
・政府行動計画により、医療提供などの柔軟な対応の必要から地域ごとに発生段階を定めることが認められているため

国（5 段階）	本県（6 段階）	状 態
未発生期	未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態
海外発生期	海外発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態
国内発生早期	国内発生早期 （県内未発生期）	国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、県内で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態
	県内発生早期	県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴が確認できる状態
国内感染期	県内感染期	県内で新型インフルエンザ等患者の接触歴が確認できなくなった状態
小康期	小康期	新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態

(2) 計画の主要分野を 7 分野としている。

（理由）・政府行動計画では「予防・まん延防止」に「予防接種」が含まれているが、対策実施上の大きな位置付けとなるため、項目を独立させた。

国（6 分野）	本県（7 分野）
実施体制	実施体制
サーベイランス・情報収集	サーベイランス・情報収集
情報提供・共有	情報提供・共有
予防・まん延防止（予防接種を含む）	予防・まん延防止
医療	予防接種
国民生活及び国民経済の安定の確保	医療
	県民生活及び県民経済の安定の確保